

(公印省略)
食生衛第810-34号
令和3年3月5日

関係各位

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度
及び要請について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年3月4日(木)に開催しました、第39回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請(3月9日(火)以降)」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

- 前回(3月2日(火)以降)要請からの変更点 -

(1) ガイドラインの警戒度「3」へ移行

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽町

※伊勢崎市、大泉町については警戒度「4」を継続

※警戒度「3」は計33市町村

(2) 外出に関する要請の期間の延長

外出自粛要請については、令和3年3月22日まで

※引き続き警戒度4の2市町に対し、生活に必要な場合を除き、

不要不急の外出自粛を要請

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(3月9日(火)以降)を御確認ください。

担 当：生活衛生・動物愛護係
T E L：027-226-2445
F A X：027-220-4300
e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp